

令和 7 年 3 月 1 1 日
都市整備部建築調整課

江東区建築審査会条例の一部を改正する条例

1 改正理由

江東区職員の旅費に関する条例（昭和 4 0 年江東区条例第 8 号）などの一部改正にあわせて、江東区建築審査会条例における関係出席者の費用弁償に係る規定の一部を改正する。

2 改正概要

関係出席者（必要な資料提出、意見聴取または説明をさせる必要があると認め、江東区建築審査会条例第 6 条の規定により出席を求めた関係者）の費用弁償の種類、額及び支給方法については、江東区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例（昭和 6 0 年 3 月江東区条例第 3 号）に定める参考人等の例によることとする。（第 1 0 条）

なお、附則において経過措置を定める。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区建築審査会条例 新旧対照表

現行	改正案									
第1条～第9条 (略) (関係出席者の費用弁償) 第10条 (略) 2 費用弁償の種類及び額は、別表のとおりとする。 3 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。 ただし、日当の減額に関する規定は、適用しない。 4 前3項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。 第11条・第12条 (略) 別表(第10条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道賃、船賃、航空賃</td><td rowspan="4">江東区職員の旅費に関する条例(昭和30年4月江東区条例第8号)の適用を受ける職員の例による。</td></tr> <tr> <td>車賃、宿泊料(1夜につき)</td></tr> <tr> <td>食卓料(1夜につき)</td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td>日当(1日につき)</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table>	種類	額	鉄道賃、船賃、航空賃	江東区職員の旅費に関する条例(昭和30年4月江東区条例第8号)の適用を受ける職員の例による。	車賃、宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)		日当(1日につき)	5,000円	第1条～第9条 (略) (関係出席者の費用弁償) 第10条 (略) 2 費用弁償の種類、額及び支給方法については、<u>江東区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例(昭和60年3月江東区条例第3号)に定める参考人等の例による。</u> (削る) 3 前2項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。 第11条・第12条 (略) (削る) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の江東区建築審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。
種類	額									
鉄道賃、船賃、航空賃	江東区職員の旅費に関する条例(昭和30年4月江東区条例第8号)の適用を受ける職員の例による。									
車賃、宿泊料(1夜につき)										
食卓料(1夜につき)										
日当(1日につき)	5,000円									